

吉田議長	それでは再開をいたします。 午後からの会議、全員出席であります。 それでは４点目の８,０００ベクレル以下の汚染廃棄物に関する処理方針についてというふうに移ります。 総務課長。
伊勢総務課長	引き続き、よろしくお願い申し上げます。 それでは協議事項４点目の説明員を紹介させていただきます。 初めに産業振興課長、佐藤淳一でございます。
佐藤産業振興課長	佐藤です。よろしくお願い致します。
伊勢総務課長	次に町民生活課長、後藤康博でございます。
後藤町民生活課長	よろしくお願い致します。
伊勢総務課長	町民生活課長補佐、畑中優でございます。
畑中補佐	畑中です。よろしくお願い致します。
伊勢総務課長	以上です。 よろしくお願いいたします。
吉田議長	それでは誰が説明するのかな。 じゃ、後藤町民生活課長。
後藤町民生活課長	それでは私の方から８,０００ベクレル以下の汚染廃棄物に関する処理方針についてご説明を申し上げます。 まず１点目の宮城県の汚染廃棄物等の状況について申し上げます。 平成２７年８月から国と県が主体となり、県内に一時保管をしているすべての量を対象に放射能物質濃度の測定実施しております。 まず１点目でございます。 指定廃棄物につきましては、環境省が平成２７年８月から平成２８年１月まで測定しております。続きまして未指定廃棄物につきましては、下のほうに説明してございます。 まず未指定廃棄物とは、放射性物質濃度が国の基準８,０００ベクレルを超えているが指定申請をしていない廃棄物というふうなことでございます。 測定主体は環境省でございます。平成２８年４月から平成２８年９月まで測定してございます。 続きまして、もともと８,０００ベクレル以下のものでございます。 県において平成２８年６月から平成２８年１０月まで測定してございます。 まず、宮城県内の測定結果でございます。

指定廃棄物につきましては、8,000 ベクレルを超えるもの 1,090 トン。8,000 ベクレル以下、2,314 トン。合計で 3,404 トンでございます。

未指定廃棄物につきましては、8,000 ベクレルを超えるもの 573 トン。8,000 ベクレル以下、1,966 トン。合計で 2,539 トンでございます。14 の市、町が該当いたします。

もともと 8,000 ベクレル以下につきましては、8,000 ベクレルを超えるもの 77 トン。8,000 ベクレル以下のものにつきましては 34,007 トン。合計で 34,084 トンでございます。25 の市町村が該当いたします。

続きまして、3 点目の美里町の測定結果について申し上げます。

まず未指定廃棄物、全量、稲わらになります。8,000 ベクレルを超えるものはございません。8,000 ベクレル以下は 334.8 トンでございます。もともと 8,000 ベクレル以下のものにつきましては、全て 8,000 ベクレル以下でございます。236.1 トンでございます。合計ですべて 8,000 ベクレル以下のもので 570.9 トンでございます。

次にその内訳につきまして申し上げます。

稲わら、100 ベクレル以下 9 トン。3,000 ベクレル以下 59.4 トン。4,000 ベクレル以下 35 トン。6,000 ベクレル以下 39.4 トン。8,000 ベクレル以下が 192 トンでございます。合計で 334.8 トンでございます。

牧草につきましては 100 ベクレル以下 3.2 トン。400 ベクレル以下 9.5 トンでございます。合計で 12.7 トンでございます。

堆肥、400 ベクレル以下 1.2 トン。合計で 1.2 トンでございます。

ほだ木につきましては 100 ベクレル以下 178.1 トン。400 ベクレル以下 44.1 トン。合計で 222.2 トンでございます。

合計にしますと 100 ベクレル以下が 190.3 トン。400 ベクレル以下が 54.8 トン。3,000 ベクレル以下は 59.4 トン。4,000 ベクレル以下が 35 トン。6,000 ベクレル以下が 39.4 トン。8,000 ベクレル以下が 192 トン。合計で 570.9 トンでございます。

稲わら以外はすべて 400 ベクレル以下となっております。

続きまして 2 ページにまいります。

8,000 ベクレル以下の汚染廃棄物に関する処理方針でございます。

まず 1 点目の基本的な考え方につきましては、汚染廃棄物の保管の有無にかかわらず、国と県及び県内全自治体が協力して 8,000 ベクレル以下の汚染廃棄物の処理を進めるというものでございます。

2 点目の処理対象は、指定廃棄物を除く未指定廃棄物 1,966 トンと、もととも 8,000 ベクレル以下とされておりました汚染廃棄物 34,007 トンの合計約 36,000 トンでございます。

1 ページに戻っていただきまして、このグレーの数値でございます。

未指定廃棄物が 1,966 トン、もととも 8,000 ベクレル以下が 34,007 トン。合計で 35,973 トン。約 36,000 トンでございます。

2 ページに戻っていただきまして、3 番の処理方針につきましては、県内のすべての自治体が協力して広域で処理を行うというふうになります。

2 点目、処理方法につきましては、通常の一般ごみとの混焼により処理し、焼却灰は管理型最終処分場に埋め立てをするというふうなことでございます。

3 番目、排ガス、排水等の環境モニタリングを適切に行い、安全性を十分に確認するというふうなことでございます。

4 点目、まずはごく低い濃度の汚染廃棄物から試験焼却を実施するというふうなことでございます。

5 点目、試験焼却の状況を踏まえ混焼割合により焼却灰の放射能濃度を調整するというふうなことでございます。

6 点目、各自治体が処理する汚染廃棄物の量については、県が調整するというふうになってございます。

7 点目、広域処理とは別に各自治体が焼却以外の方法、堆肥化やすき込みなどにより独自の処理を可能とするというふうなことでございます。

4 点目の処理方法でございます。

まず、安全に迅速かつ大量に処理するために混焼により処理をするというふうなことでございます。焼却以外の方法により市町村が堆肥化、すき込み、林地還元等の独自の処理を可能とするというふうなことでございます。

5 点目、処理方法に基づき試験焼却を実施するというふうなことでございます。

まず 1 点目、全ての自治体の施設も焼却、埋め立てを行うと。県内の焼却施設 15 カ所、埋め立て施設 15 カ所で実施いたします。

2 点目、1 日の焼却量は 1 施設に当たり 1 トンを上限といたします。

3 点目、焼却灰の放射能濃度は、上昇幅が最大で 800 ベクレル程度に調整し、低い濃度の汚染廃棄物から少しずつ試験焼却を実施いたします。

	4 点目、段階的に混焼の条件を変えて、放射能濃度等を検証するといったこととございます。 3 ページにまいります。 5 点目、焼却灰の一般廃棄物と同じルートで埋め立て処理をするというようなこととございます。一般ごみと同じように各自治体で処理しています最終処分場のほうに埋め立てをするというふうなこととございます。 試験焼却の期間は概ね、半年程度といたします。その後、試験焼却の結果を検証した上で本格的な処理へ移行するというふうになります。 7 番目の今後のスケジュールでございます。 12 月下旬、市町村長会議を開催し、試験焼却の同意を確認するというふうになってございます。 それから平成 29 年 1 月から 2 月、市町村の合意により試験焼却を実施すると。期間は半年程度でございます。 それから 3 点目、平成 29 年夏ごろでございます。試験焼却の結果を公表し、本格的な処理を実施するというふうなスケジュールでございます。 以上、説明を申し上げます。
吉田議長	いいですね、町長。
相澤町長	いいです。 質問にお答えいたします。
吉田議長	ただいま、8,000 ベクレル以下の汚染廃棄物のに関してのお話をいただきました。 何か、この際ですから確認しておきたいということあれば。 櫻井議員。
櫻井議員	どうも、ただいま説明ありがとうございました。 処理にかかる経費、予算的なものは全然、今お話なされなかったですが、これまで処理するにしても必ず経費がかかりますよね。 この経費については自治体同士でやるのか、県からの補助、それとも国、あるいは東電からの賠償等、どのようになっていますか、その辺。
吉田議長	経費。
後藤町民生活課長	それでは、処分の経費についてご説明申し上げます。 環境省の農林業系廃棄物の処理加速化事業を活用いたします。それで処理の対象は稲わら、牧草、ほだ木でございます。補助率につきましては 2 分の 1 でございます。残り 2 分の 1 につきましては、震災復興特別交付税

	で全額措置されます。 ですから町からも持ち出しは一切ないというふうになります。 以上でございます。
吉田議長	いいですか。 ほかに。 橋本議員。
橋本議員	放射能というのは、半減期、消すことできないですね。 焼却処分する場所は大崎広域の焼却場ですか。その場合に、煙、塵芥と一緒に、燃やしたごみと一緒に表に出ないという保証がありますか。
吉田議長	町長。
相澤町長	当然、そういうふうな心配の懸念はございます。 そういうふうな焼却灰の処理については徹底して、そういうふうな管理基準の下に絶対、外に出さないという形をとりたいと。 そのようにとってもらわなければ当然、私たちも理解はさせられませんので、そういうのは徹底してそういうふうな働きかけを行いたいと思っております。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	具体的に表に出ないという方法はどういう策を取るの。
吉田議長	技術的な部分。 町民生活課長。
後藤町民生活課長	県から示された安全対策でございますけれども、処理場の煙突のほうにバグフィルターというものを、バグフィルターですね。
橋本議員	バグフィルター、はい。
後藤町民生活課長	バグフィルターを設置してございます。 県内にある 15 カ所の焼却施設すべて、このバグフィルターを設置してまして、このフィルターによってすべての有害物質を外に排出しないように、そういうふうな装置を施してございます。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	バグフィルターというのは今始まったことじゃないです。これは松山のごみ焼却場でダイオキシンが発生するので京都大学の教授がやったのが昭和の終わりころなの。それがバグフィルター付けろとなって、大崎は平成 13 年ころですか、作ったんです。 バグフィルターというのは、今までの電気集中方式ということではなく

	して、一切のごみを出さないという方式なんだけれども、それに溜まったらどうします。それに付いたら。
吉田議長	町長。
相澤町長	聞いた話ですけども、その都度、そのバグフィルターを効果のあるものに取り換えながら、それをしっかりと表に出ないという方法を取ると。そのように聞いております。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	バグフィルターで押さえるから、まず外に出ないだろうという感覚はしている。それ以外の対策はないと。ま、後から聞きますけども。 それにしても、バグフィルター、どこにどう管理するのです。 言いますと、8,000 ベクレルと言っても、燃やしたら体積が小さくなりますよね。濃縮された、そのバグフィルターで濃縮された灰あるいはごみは、どこにどう管理するのです。
吉田議長	最終処分ということ。
橋本議員	ううん、処分でなく、管理をどこですかと。放射能、落ちているのだから。
吉田議長	町民生活課長。
後藤町民生活課長	各焼却施設のほうで管理いたします。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	大崎広域での廃棄物の処分というの、そういうものの処分は松山とか岩出山にあるんですよ。松山、岩出山にね。そこには最初にシートを敷くのです。シートを敷いて、廃棄物に雨などが降って汚水がその中を通ってきた場合に、それを流してはならないという水質汚濁防止法という法律に基づいて、そこで検査をして管理をして中和をして流していると。 いいですか。放射能には違いはないのです。 そしたらそういう置き場に置いた場合に雨が降ったら、例えば岩出山には江合川というのがある。あの川、下ってここに来ないという自信はありますか。
吉田議長	橋本議員、松山はもう満杯になって、三本木の蟻ヶ袋というところに新しい処分場を作って、そっちのほうに持っていつているということね。一般焼却のやつはね。
橋本議員	焼却するものはどうしたって大崎広域だとすれば岩出山か古川か、ここでしょう、涌谷。そうすると仮に岩出山とか古川でやられた場合に、その

	焼かれたものは言わないでいい。さっき出ないと言ったのだから。 処分する場所はどこかということによって危険度が変わってきませんか。焼かれた場合に濃縮しないか。8,000 ベクレルのやつを、10 トンのもの8,000 ベクレルにして、1 トンにしたら 8,000 ベクレルの 100 倍になりませんか。 放射能の、燃えないよね。
吉田議長	橋本議員、今言っているのは、その焼却灰等の処理についてですよ。処理については。
橋本議員	あなたに聞いているのではないんだ。 放射能の危険のあるものを 8,000 ベクレルのもの燃やして、1 トンのものを 1 キロにしたら、1000 倍の強い放射能の、そういうようなものになりませんか。
吉田議長	じゃ、町民生活課長。
後藤町民生活課長	先ほども申し上げたのですけれども、混焼して、その結果の焼却灰の放射能濃度については上昇幅が最大で 800 ベクレルまで抑えたと、そのように調整して焼却しますので、何千ベクレルまで上昇するというようなことは決してございません。 その辺は 800 ベクレルまでを調整すると。そのように焼却を実施いたします。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	1 トンで 8,000 ベクレル持ったものを燃やした場合に、8,000 ベクレルというのはなくならないでしょう。8,000 ベクレルかける 1 トンとなるでしょう。1 トンの物質が 8,000 ベクレルの放射能を持っているのだから。それを小さくしたら。 放射能の長野大学の教授の本を読んだ。濃縮されないか。
吉田議長	町民生活課長。
後藤町民生活課長	汚染廃棄物を焼却すれば当然に濃縮されます。 それで濃度も当然、上昇するはずなのですが、それは一般廃棄物の量と調整しまして 800 ベクレルを超えないように調整して焼却を実施するというようなことでございますので。
橋本議員	焼却。
後藤町民生活課長	一般ごみと一緒に混焼するんですね。 ただ、廃棄物をそのまま焼却するのではなくて、一般家庭から出るごみ

	と一緒に混焼するんです。それでその上昇幅が 800 まで抑えと。 (「以内」の声あり) 以内にすると。 そういうふうにごみの量と調整して焼却を実施するというふうなことでございます。
吉田議長	だから放射能廃棄物単体で燃やすのではないと。
後藤町民生生活課長	そういうこと。
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	何百トンとあるものを、大崎広域で扱う 1 年間のごみの焼却量、要するに燃やして処理するものは何百トン、何千トンと決まっているでしょう。それと同等の容積だと言われた。 それ 800 ベクレルでできるというの、科学的にどうなんです、現実的に。これ説明できますか、町民の皆さん方に。
吉田議長	町民生生活課長。
後藤町民生生活課長	先ほどご説明したように、焼却灰は濃度が上がらないように抑えて、抑えて焼却するのですが、それは長い場合で 10 年ぐらいかかります。 (「もっとかかるよ」の声あり) まだはっきりしていませんけれども、長く見積もって 10 年間、一般ごみと混ぜて焼却していくというふうなことでございますので、その辺ご理解いただければ。 (「短くて 10 年だ」の声あり)
吉田議長	橋本議員。
橋本議員	1 年間で処理するとか 2 年間で処理するということでなくして、長い期間かけてほかのごみと一緒に処分していただくのね。 それではさっき言ったように、岩出山なんかはその処分場を置かれたら問題になりませんか。 俺、放射能の線量計を持っているんですよ。今は測らないけれども雨落ちのところを測ったらものすごく高いんです。ほかの所の 5 倍、10 倍にもなる、雨水は。まとまってくるからです。だから全体的に雨として散らばった場合には、平均的には 1 マイクロシーベルトとしても、それが今度、雨樋に伝ってきた場合には 5 シーベルトとかに上がってくる。 だから、そういうものが、ある 1 カ所にまとまって流れてきた場合に、そこに溜まった水がそういう強い放射能を持ったものが流れてくる危険性

	はありませんかと、江合川にとか。
吉田議長	町長。
相澤町長	当然、そのようなことが懸念されますから逐一、その焼却場の最終処分場も、その焼却施設の近隣も常にチェックをしながら、そうやって住民の安全、安心をしっかりと保つと。 これは当然やっていかなきゃならないもので、もし、例えばそういうふうな事例が発生して住民に危険なり、そういうのが安全に及ぼすということになれば直ちにストップしなきゃいけない。 それは当然のことです。
吉田議長	最後に、橋本議員。
橋本議員	焼却場から町村、要するに廃棄物処理場、それを置く場合の方策と検査方式はどうなっているのですか。置く方法と検査方式。 それはやったのでしょうか。普通だったら水の中の内部を調べると。ただ、放射能だから。 具体的に松山なら松山、岩出山なら岩出山の捨て場だけど、その管理体制はどういう、具体的に。
吉田議長	最終処分場のね。 町長。
相澤町長	当然、これから徹底した、やっぱり管理基準の下に放射能は絶対に外に出さないという形で、今の大日向処分場、三本木にありますけれども、その後しっかりとモニターなんかも設置しながら当然、一滴も、本当にそういうセシウムとか、そういうものを出さないような国の管理をしっかりとしていただいて、管理基準の下にそれをやらなきゃいけない。 これからそれをしっかりと詰めないといけないと、そのように思っています。
吉田議長	ほかに。
橋本議員	それなら言うけど・・・
吉田議長	じゃ、ほかに。
橋本議員	だから・・・
吉田議長	最後と言ったから、まず1回止めましょう。 あと、別な人。
橋本議員	福島原発の後始末の例を取ってみても、この問題、いい加減なこととはできない。慎重にやっていかなきゃ。後々に起きたときに誰が責任取るの

	かと。我々が承認すれば我々の責任。 そのことを含めて福島原発の例を見ながら、具体的な町民が安心できるような方策というものをやっぱり示す必要があるでしょうと。なければ駄目だと。
吉田議長	そのようにしていくということは、さっきから言っていますので。 次、ほかに。 佐野議員。
佐野議員	美里町の 570 トンの内容を見ますと、牧草とか堆肥、ほだ木は 400 ベクレル以下とだいぶ少なくなっているけども、稲わらに非常にばらつきがありまして、8,000 ベクレル近いやつが大体 192 トンと、5 割以上になっているのだけれども、この内容というの、5 百何十トンというのは全部、やっぱり当時は 8,000 ベクレル以上だったのでしょうか。
吉田議長	産業振興課長。
佐藤産業振興課長	すべてが 8,000 ベクレルを超えていたわけではございません。 部分的に震災直後に測定はしておりませんので、その後に調べた部分では 8,000 を超えていた部分があったということで。 稲わらについてはすべて未指定の廃棄物ということで、町のほうでは考えておりました。
吉田議長	佐野議員。
佐野議員	それでだいぶベクレルが減っているやつもあるのですがけれども、この濃度の成分というのはだいぶ減っている推移というのは、5 年が経っているのですけれども、その辺は減ってきている状況なののでしょうか。
吉田議長	産業振興課長。
佐藤産業振興課長	セシウムについては、セシウム 134 が半減期 2 年半で、今残っているもの、手元の測定結果ですと一番高いところで 8,000 以下となっておりますが 6,700 ベクレルでございます。一番高いところで。 これはですね、半減期が長いセシウム 137 が今残っておりますので、半減期が 30 年でございますから、今後、下がるまでには相当ないと。 134 が放出されたので今回減ってきたということで、残りの部分については、今後 30 年間はほぼ変わらないという予測のもとに、この 8,000 ベクレル以下の廃棄物の処理を進めなければならないということで、県のほうから今回、統一された部分として、まず試験焼却をどうですかということで提案されたものでございます。

吉田議長	佐野議員。
佐野議員	そうすると、今後はこの濃度のほう、6,000 から 8,000 ぐらいのやつが急激に低くなることは見込めないと。 だいたいこれくらいの推移でやるということによろしいでしょうか。
吉田議長	産業振興課長。
佐藤産業振興課長	減る率が少なくなりますから、この割合で変わらないと想定されます。
吉田議長	鈍化することだな。 佐野議員。
佐野議員	それで焼却ということになるのですけれども、県の方針ということで、各自治体で焼却以外の方法についても独自の処理を可能にするというようなことがあって、栗原市なんかも堆肥化とかの試験をやっているようすけれど、その辺は美里町としてはどのような方策を考えているか。
吉田議長	焼却以外のということね。 産業振興課長。
佐藤産業振興課長	お手元の資料にあるとおり、400 ベクレル以下の部分、牧草、堆肥がほとんど、それからほだ木も 400 ベクレル以下でございますので、400 ベクレル以下のものについては国の指針では堆肥及びすき込み等の処分ができることになっておりますので、栗原市では堆肥化を図って量を少なくしたいということで試験的にされているようでございます。 美里町も含めて大崎管内の状況を見ますと、400 ベクレル以下はできるだけ焼却をしないで堆肥化及びすき込み等で処理をしたいという方針で、それぞれの自治体で検討しているようでございます。 なるべくなら焼却しますと、先ほどの空中に浮いている分とか最終処分場の部分もありますので、できるだけ 400 ベクレル以下については国の指針に沿って処理を検討したいということで出されております。
吉田議長	美里町としてもそれに準ずるとか、どうなのか、そこ。
佐藤産業振興課長	美里町については、ほだ木が大変、量が多くございます。 牧草と堆肥、稲わらの 9 トン、これらについては今回の試験焼却のほうにはやらないということで、後日、年明けに現在保管されている方等のご意見を聞きながら処理の方法について検討したいと思いますが、できるだけ焼却処分でない方法で処理ができる方法で、できれば堆肥化とか、そういう部分、栗原市の検証を含めて検討したいと考えております。
吉田議長	ほだ木は。

佐藤産業振興課長	ほだ木については、県のほうでも県内的にかなり多いということで、市町村長会議の際にも農林水産部長から量が多いので検討するという話があったんですけれども、ほだ木の焼却処分についても、前処理、大きさを切るとか、その分結構な量になりますので、今回の試験焼却では美里町のほうは稲わらと提案されていますので、もう少し処理についての検討を加えたいと思っております。 （「決まっていないということだな」の声）
吉田議長	町長。
相澤町長	県の方針では稲わらと牧草をまず早期に量を減らしていきたいと。 ほだ木についてはだいが朽ちているものもあるので、現状ではまだ手を付けないと。そういうふうな形で、まず稲わらと牧草、ここにほだ木を持っている方もいますけれども、ま、その部分については、先送りということで進めていきたいという県の方針です。
吉田議長	佐野議員。
佐野議員	それで、大崎市等なんかでは、この内容についてやはり住民説明会とかを予定しているようですけれども、美里町としてはどのような考えか。
吉田議長	町民生活課長。
後藤町民生活課長	住民説明会につきましては町内、2カ所で実施する予定でございます。 まず12月19日が駅東地域交流センターで夜6時から実施する予定でございます。それから12月21日、こちらが南郷地区ということで農村婦人の家で午後6時から実施する予定でございます。 以上でございます。
吉田議長	柳田議員。
柳田議員	最初に今の産業振興課に関連して1点ですけれども、まず牧草のほう、すき込み及び堆肥化という部分ですけれども、農家の立場から言わせてもらいますと非現実的で、牧草の種を自分の農地に入れたりとか、ちょっとなかなか「うん」と言わないと思うんですね。当然、放射性物質も入れたくないと。 その辺の検討、考えていただきたい。まず、最初の1点。
吉田議長	町長。
相澤町長	当然、加美町も色麻もそのような形態を取りたいという思いはあるようです。 11月31日に広域の議会がありまして、その後にいろいろ意見交換をし

	たのですけれども。本町ではやはり、そういうような牧草とか稲わらもそうですけれども、牧草なんかは極端に少ないですけれども、私たちが農家の方々にお聞きしました。 そうすると、なかなかそういう堆肥のすき込みなり土中処理なり、そういうのはやはりなかなか難しいという話もしました。 加美と色麻、涌谷もそうですけれども町有地があると。そういう面で細かく砕き、「農地」の声あり）そういうふうなところに拡散をする、また、そのようにしたい、堆肥化も含めてしたいという話はございます。 本町ではなかなか農家の方々、何人かに聞きましたら、そういうふうな土中処理とかそういうことは難しいよという話は受けましたので、本町では基本的に牧草も稲わらも焼却したいと。そういうふうな意向でお話をしました。 今後、アンケートなどを取りながら、全体でどのような皆さんの考えなのか、それもしっかりと定めて、やはりなかなか町有地がございませんので本町ではやはりそうなれば最終的に焼却をお願いしたいと。 そのような方向付けになると思います。
吉田議長	さっきの説明とちょっと乖離が、今の・・・
相澤町長	400 ベクレル以下は当然そのようにしたいという、みんなの思いはあります。ただ、その会議の席上、私たちの町ではこのような状況だよと。 ですから、400 ベクレル以下は土中すき込み、堆肥化、それは現実的にそのようになればいいですけれども、そのような形になかなか、ならないということもありますので、試験焼却も含めて考えていただきたいと。 そういうふうな方向付をさせていただきます。
吉田議長	産業振興課長。
佐藤産業振興課長	済みません。 先ほどの関係者の方のご意見を聞いて、最終的に焼却せざるを得ない場合については、今回の試験焼却の対象にはなっておりませんので、改めて試験焼却後の本焼却の話の際に、牧草なり堆肥のほうは関わってくるといことになりますので。 まずは今、保管されている方々のご意見等を確認しながら進めていきたいということです。
吉田議長	試験焼却の対象となるのは、ここに出ているやつだと 3,000 ベクレル以下の稲わらが最初に出てくるということね。

	うちのほう町、そういうことなのでしょう。
佐藤産業振興課長	今のところは 4,000 ベクレル以下と 3,000 ベクレル以下ということで稲わらが対象になっております。 県のほうから出されている部分では、その部分だけということで今回はなっております。
吉田議長	柳田議員。
柳田議員	この中で稲わらも牧草もほだ木もあると思うのですけれども、実質、今回の再検査の中で未検出という検体があったと思うんです、当然。その未検出に関しては、同じように処理せずとも一般廃棄物で処理できると思うんですよ。 特に先ほど言ったとおり、牧草なんかに関しましては未検出だからお宅で処理してくださいと言われても、今さら家畜に与えることもできませんし、堆肥にしたら先ほどの状態になりますので。 そういうものはどのようなスタンスでしていくのか。
吉田議長	町長。
相澤町長	当然、ノーデータ、NDというのが数値化して出ました。 その部分についても放射性廃棄物ですから、それはノーデータだから農家の方々が勝手に処分してやっていただければいいのですけれども、そういうふうな形にはならないと思います。 当然、放射性廃棄物ですから、これを焼却処分してほしいというふうな形になればそのような形で処理しなきゃいけないし、堆肥化してそうやって徐々にそのような形で土中に返すという方法もあるのかなと思いますけれども、それはやっぱり農家の意向を確認しながら、しっかりと進めていかなきゃいけないと、このように思っております。
吉田議長	柳田議員。
柳田議員	テストしてもらえるということでよろしいですか。
相澤町長	はい。
柳田議員	それともう 1 点ですけれども、前回、私、一般質問でも行いましたけれども、すでに 5 年経過しています。 それで先ほどのスケジュールをお聞きしますと 10 年もかかるという話ですよね。そんなに住民に負担をこれからも与えるのかというのが心配なんですけれど。 それで、今の保管場所からどこか 1 カ所に保管場所を移して、住民の負

	担を軽減してからの焼却というのを考えていないですか。
吉田議長	産業振興課長。
佐藤産業振興課長	現在の状況から保管場所を１カ所にするということについては、集める場所の同意がこれまた大変な状況でございますので、現在の部分から移動をしてということではなくて、まずは試験焼却をした結果によって本焼却に入れば徐々にそういう形で。 県内全部で本焼却をしたいという県の調整もあるようでございますから、大崎管内に限った部分だけではなくて処理をお願いするという考え方なので、まず、そのための試験焼却を行いたいという県の提案でございますので、試験焼却の結果を検証して、どの部分でさらに保管期間等についての調整等、もしくは補償的な部分についても検討が必要なのかなと考えております。
吉田議長	柳田議員。
柳田議員	その点を本当にぜひ、お願いしたいのと、これから１０年といいますと今、保管している施設もかなり老朽化している感じです。 その辺の管理もきちんとしていかないと大変なことになりますので、ぜひ、その辺を今度の会議で検討して、しっかり管理してもらえよう、よろしくお願いします。
吉田議長	そうだね、今保管している場所の問題だね。 ほかに。 吉田二郎議員。
吉田議員	確か新聞ですけども、１０月２４日の新聞で汚染廃棄物の保管量、本町の名前、もちろん出なかったし、全然、載ってなかったのだけれども、１１月３日の市町村長方の会議の翌日、１１月４日の新聞では、今回このような８,０００ベクレル以下の未指定、このトン数が出てきたのですけれども、これは前の時点でなぜ県が発表しなかったのか。
吉田議長	町民生活課長。
後藤町民生活課長	１０月２４日の新聞記事、要は指定廃棄物でございますので、美里町に指定廃棄物はありませんでした。
吉田議長	吉田議員。
吉田議員	この宮城県内にある汚染廃棄物の町村別保管量のトン数、市町村等のやつが出ていたんです、２４日。涌谷さんとね。 そのときは美里町としては出なかったのですけれども。

吉田議長	前に指定届のやつを出しているところと出していないところがある。 (「涌谷は出しているから」の声) うちは指定のやつ、してないから。その説明を。 町長。
相澤町長	本当に不確かなところもございますけれども、10月24日のやつは河北新報で出した数字でございます。それは県から農林省に届けた各市町村の未指定廃棄物だと聞いております。(「未指定…」の声あり) ええ、未指定廃棄物ですね。
吉田議員	指定廃棄物も載りましかれども通常の8,000ベクレル以下の。
相澤町長	うんうん、載った。 それは国に届けていないやつなそうです、私が聞いたのには。 宮城県には私たちのところで届けているのですけれども、国にそれがあがっていなかったと。その数字を河北新報では国からの、全体量のつかんだ数字がそれだと私はそのように聞いております。 現実的に隠したとか何とかでなく、ずっとあったことは事実ですから、その公表の仕方、調査の仕方がちょっと違ってそこに出てこなかったと。
吉田議員	わかりました。 あと12月下旬に行なわれる市町村長さん方の会議のテーマというか、お話の内容というのは大体出ているのですか。
吉田議長	町長。
相澤町長	11月3日に市町村会議を知事が開催招集をしまして、そこで県内35市町村が全てオーケーでなければ、この処理方針はできないよと。15施設が全部みな稼働しなければ、それはできないよということでございますので、今度12月の下旬に、その辺の35市町村の意向をしっかりと担保して、そしてそれから試験焼却に向かうという形になりますけれども、私は非常にハードルも高いのかなと、そういうふな思いはいたしております。 ですから県内、各市町村で丁寧に住民の安全、安心をしっかりと説明できるような形でこの期間、今度12月下旬の開催まで県また国からも来て説明をするそうですけれども、そのようなこと徹底して説明会を開いて安心、安全をしっかりと担保できたときに初めて県の市町村会議でオーケーという話に私はなるものだ。 そのときまでにしっかりと説明をしていかなければいけないとそのように思っております。

吉田議長	吉田議員。
吉田議員	わかりました。 それが最終的な打ち合わせというか、そういう意味になるわけですか。 試験的に行なっての合意というか…。
吉田議長	町長。
相澤町長	今度は試験焼却の市町村会議の同意というか、それを確認することです から、その試験焼却をした後、今度、6カ月後の本焼却に入るときはまた 別だと思えます。 そういうふうな形で試験焼却の結論を踏まえて本焼却に入っていくと。 そういうふうな手順。
吉田議長	ほかに。 藤田議員。
藤田議員	先ほどのご説明の中で、ほだ木の部分ですけれども。 この部分はやっぱり、いつまでも見通しがいいような話なのですが、保 管も含めて将来的には、どういうのが県内にあるのかわかりませんけれど も、わが町ではこの数字が出ていますよね。これの保管、いつまでもいつ までもその中に置くわけにもいかないし、やっぱり早く処分するべきだと思 うのですが。 計画どおりにいくと、このほだ木は後回しみたいな感じになるのですけ れども、その辺、見通し。県のほうでも市町村会議の中で出てくると思う のですけれども、この部分はいつころまで置かなければならないのか。 その辺の見通しですね。
吉田議長	町長。
相澤町長	今まで説明会をさせていただきまして、いろんな話を県当局からも伺っ ております。とにかく稲わらと牧草は早期に処理をしたいと。 そういうふうなことで、ほだ木は後回しでいいのかという話もあります けれども、ほだ木については、ほとんどがノーデータ、NDとなっております。 そういうふうな中で非常に処理の仕方も、ボロボロになって土中に 還るような状況になっているものですから。管理のいいところは違うと思 いますけども現実的にそういうふうな状況になっております。 それでその辺のことは、とにかく県の方針に従って今回、稲わらと牧草 は早期に処理をしたい、焼却をしたい、そういうふうな方向でございます。 この事業も恐らく10年と言いますけれども、15年、20年かかるかも

	しませんし、その焼却灰の量によって大日向も 10 年ぐらいで満杯になるというような話を聞いていますので、また新たな焼却場、処分場も見つけないといけない、そういうふうな大きな大変な事業になると思います。 そういうふうなことも含めまして、やはりどちらか優先しないといけない。そういうふうな方向付けで今、県当局では考えていると。そういう方向付けをしていると。
吉田議長	藤田議員。
藤田議員	今の町長の詳しい答というか県の方針もありますけれども、やはり自分の屋敷内にそういうほだ木を抱えている方の、いつまでも不安をね、やっぱり現にさらされている状態で、その近辺の方々も不安を感じているわけです。 ですから、その辺もきちんとやっぱり管理、保管なり、そういうのをやるならば、その辺もきちんとやっぱりやるべきだなと私は感じたので聞いたのですが。 なおさら県市町会、町村会長ともね、その辺もやっぱり我々も現状で抱えているものですから、強く前向きに町長から話をしていただければね。 大変な不安を持っていると思うんですよ。 稲わらと牧草と堆肥は、ま、それはわかるのだけれども、その辺のベクレル以下のがそこにあるとなれば、やっぱり不安を感じるんですよ。そうだと思います。 ですから、その辺もできれば一つ対策をきちんと、やっぱりとっていただければなと思います。
吉田議長	町長。
相澤町長	ほだ木についても県にしっかりと、こういうふうな不安を持っているということをお伝えして、どのような形で処理方針がしっかりとできるのかわかりませんが、そういうこともしっかりと伝えていきたいと。 そのように思います。
吉田議長	ほかに。 大橋議員。
大橋議員	今度の県の方針というのは何回か市町村会議を経て出されたものと理解していいですか。
吉田議長	町長。
相澤町長	それはちょっと違います。

	県でもやっぱり最終処分場がなかなか前に進まなかったということで、これはまず、なかなか最終処分場の適地がご案内のとおり宮城県では当然、最終処分場は決まらなかったと。そういうふうな中で5年8カ月が経って、この放射性廃棄物が残っていると。これも現実でございますので、県ではとにかくこの問題を、やはり住民の不安を取り除くために、こっちのほうをとにかく優先してやりたいと。 検討はされたと思うのですけれども、私たちにこの間言われたのが初めてでございます。そして35市町村が一堂に会して、そういうふうな方向を向かないとこれはできないよ、ということと言われたのも初めてでございます。
吉田議長	大橋議員。
大橋議員	そうしますと、例えば町長は一つの構成の町として全協を開く、あるいはこの廃棄物を抱えている人たちへの住民懇談会というのですか、それを開いた上で町として判断するという考えでよろしいですか。
吉田議長	町長。
相澤町長	当然、説明会を開いて住民の意見を聞きながら判断をしますけれども、私は常に大崎の広域なんかでも言っているけれども、やはり最終処分場の灰を入れるところが了解をもらわないことには、試験焼却と言っても駄目だろうという話はさせていただきました。 ですから大日向なり下流域の地域の皆さんから、しっかりと管理基準をもって絶対大丈夫だよという了解をもらったもとに、この辺の了解、私が判断するのはそういうような形で判断したいと。
吉田議長	大橋議員。
大橋議員	実はそこだなと思っていたのですけれども。 県全体の市町村会議というよりも、言ってみれば焼却する大崎圏の市町村会議といったような中で一つの方向性を決めていかなければ、今まさに町長が言った部分というのは達成されないんじゃないかと感じているのですけれども。 それらは今後計画されているのか。 それから、この決定というのは大崎の広域議会の中で決定されているかどうか。例えば試験焼却に関して。
吉田議長	相澤町長。
相澤町長	最終的な判断は、首長で判断だと思っております。

	ただ、大日向地域は大崎市長も当然入るし、国も広域も行って説明会をします。ですから地域で一定程度のしっかりとした合意がなければ当然、大崎市長なり我々首長がゴーサインの判断はなかなかできない。 そういうふうに思っておりますから、一番大きなネックはそこかなと、そういう思いです。
大橋議員	ですから、そういったような一つの方向性なりを、圏域の市町との協議なり広域での方向性なりが必要ではないのかと、焼却に関しては。 (「焼却したいのだけれど、灰を持っていく所が決まらないというだけの話」の声あり)
吉田議長	町長。
相澤町長	試験焼却と灰の最終処分場の合意をもらうのは、一緒になって説明会をして合意をもらうと。そういうふうな形で進めていくと。
大橋議員	だから県で選ぶのに、まずそこでちゃんと体制を整えなかったら、それが了解を得られるのかわからない状況の中でできるのかと。
吉田議長	産業振興課長
佐藤産業振興課長	大崎管内のほうで情報を今、取っているところでは、大崎市も焼却施設が2カ所、最終処分場が1カ所ございますので3カ所で説明会をすると聞いております。それには市長が出るようになっております。それから涌谷町についても焼却施設がございますので、涌谷町でも説明会をするということでございます。 美里町のほうは、焼却施設はないのですけれども周辺に、いろいろ風向きとか農地もございますので美里町は2カ所で説明会をとということで。 基本的にはそういう部分で、県で提案された試験焼却の内容について住民の皆さんに説明会を開くということで、できるだけ理解を得たいという考えのもとに広域のほうでも進めるということです。
吉田議長	大橋議員。
大橋議員	担当者としてそういったような情報を得ていると。だから決定は、あくまでも市長、町長だろうから。 そういったような中で、町の考えとしてね、それがその処分場なり焼却する地域だけの問題だけでないということだろうから。
吉田議長	町長。
相澤町長	とにかく5年8カ月も経って放射性廃棄物が残っていると。本町でも570トンが残っている。この現実はいくらと、やはりなんとか処理しなきゃ

	いけないということで試験焼却をしてこれを減らしたい、ゼロにしたいと。 そういうふうな思いで大崎の首長さんたちは一体となっております。 その中できちんと説明会をして、最終処分場の地域の理解なり下流域の理解をもらって、そしてそういうふうな形で、じゃ、わかりましたというような形になれば、そういうふうな形でゴーサインになると。 ですから私たち首長たちは、やはりそういうふうな方向で説明会をしていくと、そういうふうな形。 国、県なりを呼んで丁寧に説明をして理解を。
吉田議長	大橋議員。
大橋議員	例えば美里町は捨て場がない。その中で町長が美里町だけの意向の中で判断できない部分だろうというところがあるわけだよね、結局。焼却場の問題、それから捨て場の問題からして。 であれば、そういったようなところと協議をしながら、進めるのだったら進める方向性の中で協議していかなければならないんじゃないかと。 (「うん、やっている」の声あり)
相澤町長	だから何回もその確認、お互いに共通理解のもとに今進めていく。 これは今度、例えばそういう全体像、みんな意見が出尽くしたとき、説明会をした後にもう一回寄って、その確認作業もしながら 12 月の最後には我々が一人ひとり、自治体の首長の判断をしていく。 その中で例えば大河原町が「私たちのところノー」と言ったら、この計画というか方向性はノーに、そういう形になるそうです。
大橋議員	だから、その決定というのは、最後は広域議会にかかるのかと。
吉田議長	町長。
相澤町長	広域議会にはかかるというか、そういうふうな判断を広域議会には求めません。 あくまでも首長と 1 市 4 町で、管理者と副管理者で方向性を定めていく。
吉田議長	我妻議員。
我妻議員	確認ですが、2 ページのさっきの上昇幅最大 800 ベクレルというの、焼却施設にそれなりの設備を施すということですか。
吉田議長	町民生活課長。
後藤町民生活課長	各施設に測定器を設置して測るというふうな状況でございます。
吉田議長	我妻議員。
我妻議員	ということは、800 を超えないようにするということは焼却している間

	にどんどん数値上がるわけです。それなりに瞬時に測れる装置が付けられるのですかと。 でなければこれは難しい。出てきたやつが測ったらばもう 900 になったとか、そうしたら全然これ意味を成さなくなるわけね。 入れるときなんか、どれくらいの放射線量の物質が入っているか、計算できないのだから。
吉田議長	要するに燃焼中にそれがちゃんとわかるようにできるのかと。
我妻議員	そうそう、そういう装置。
吉田議長	町民生活課長。
後藤町民生活課長	結局、焼却後の数値というふうになるかと思うので。
吉田議長	我妻議員が言っているのはそうじゃなくて、途中経過でもわかるようにできるのですかということ。 我妻議員。
我妻議員	あと焼却灰、さっきの最終処分ね。 これ、恐らく覚書では放射能のやつはうたっていないはず。地元地権者にはね。最終で出てくるところの水を調べるのだけれど。重金属なんかは規制されていますけど。 それをこの試験焼却中にどこまで測定できるのか。上に乗せたばかりで最終の測定値までは、とてもこの半年あたりでいく保証はない。 測定しても、それで安全だとなるのかどうかだね。その辺の判断はどうなっているか。
吉田議長	町長。
相澤町長	その辺は当然、住民の方もやっぱり関係者も不安だと思います。それらについては国でしっかりとした管理基準の下に行っていただくものだとは思っております。 例えば上に上げて下まで来るまでどうなのかというふうなこと、ちょっと私もわかりませんが、とにかく一つの間違いがあっても駄目だと思っておりますので、それはやっぱりこれからの説明会、ま、国とか県が来ますので、そういうことも徹底して住民の皆さんの意見を聞きながら、間違いのないよう、齟齬のないように、これはしなきゃいけないと思っております。 私からもそういうこと、懸念があったことを伝えておきます。
吉田議長	我妻議員。

我妻議員	今のは排水のことね。排ガスのモニタリング、新たなモニタリング装置をそういった焼却施設の近くに設けるということですか。
吉田議長	新たにモニタリングポストを作るのですかと。 産業振興課長。
佐藤産業振興課長	広域さんのお話で、意見交換の部分では必要な装置、設備等については全て揃えと。そうでないと住民のご理解が得られなければならないので、その分については国のほうで予算的な財源は措置するという話でございますから、それらをきちんと対処するという前提でのお話でございます。
吉田議長	我妻議員。
我妻議員	じゃ、どれくらい必要かというのは各自治体で要求できるということではないですね。
吉田議長	産業振興課長。
佐藤産業振興課長	この補助事業につきましては実施主体が町ということになりますので、以前にありました震災地の加速化事業と同じような扱いで市町村が事業者になりまして出すということになりますから、必要な部分については市町村で国のほうに補助申請をするような流れになってございます。
吉田議長	我妻議員。
我妻議員	もう来年、試験するというのに、そんな手続きをやっていてモニタリング体制が取れるのか。
吉田議長	産業振興課長。
佐藤産業振興課長	住民の皆さんのご理解を得られるような必要な設備を付けないと広域自体も焼却はできませんので、それについての必要な部分はきちんとやりますということで進めるという話で提案されておりますので。
我妻議員	本会議でやりますから。 あと一つ。
我妻議員	さっき関連で言うと水系、ちょっと気になるのは… (「水系の声あり」の声あり)
吉田議長	最終処分場からのね。
我妻議員	最終処分場から流れている水が、どちら側に来るのかということ。 大崎広域の管内ではなくて黒川郡のほうを通過して、また大崎管内に戻る水の流れかなと。私はちょっとそういうふうに見たんですけど。 その辺になるとその地元合意というのが、さっき大崎市は大崎市でやっているというけれど、大日向は大崎市だけでもそこから流れているところ

	は他の区域にも跨る。その辺の同意というか了解なんていうのはどういうふうに考えられているか。
吉田議長	町長。
相澤町長	ですから、県で 15 の最終処分場、施設がある。県全体でやはり地域、町民の理解をもらわないことには、この事業は進められないということですから、大崎から古川に水系が動くかもしれませんけれども、これは県全体でクリアすることだと思っています。 ですからその中で、全体的でクリアできたところで初めてゴーサインというふうな形になると思いますので、これは県全体で大きな説明なり、そういうことは必要でしょう。 県で全体的な決断はやっぱり県でしなきゃならない。そうと思っています。
吉田議長	ほかに。 千葉議員。
千葉議員	私、今の議論を聞きながら、みんな同じで心配していると。 一つ、800 ベクレルを超えたというふうにはならないように管理するという説明を受けましたので、ならないように管理はしますと。 だけど、出た場合に、それはすぐに焼却のスタートにフィードバックが掛かって止まるような仕組み、要するに工程になっているのかどうか。その監視が。 ということをまず、お聞きしたいです。
吉田議長	産業振興課長。
佐藤産業振興課長	県のほうから出された部分では、先ほど言った増減の幅 800 ベクレル程度、量は最高に入れても 1 トン。 その中で濃度に応じて投入する量を調整しますということで、県で言っている 800 の基準というのは、県のほうから畑中町民生活課長補佐が情報を取っておりますので、その辺のお話をさせていただきます。
吉田議長	畑中補佐。
畑中補佐	上昇幅が 800 ベクレルということは、平成 27 年度の処理場のベクレルの平均値を取りました。 過去の最大値、平均値から最大値に上がったのが 1,000 ベクレルだそうです。過去、処理場の平均値が。 最高の 1,000 ベクレルの 80 パーセントで 800 ベクレル程度に抑えるということでございます。

佐藤産業振興課長	先ほど千葉議員さんから言われた、途中で止められるのかというようなお話ですけれども、基本的に途中で止めるような焼却施設でございません。 逆にダイオキシン等のほうを抑えるために連続して焼却する施設になっておりますので、基本的には途中で止めることができないので、投入する段階でちゃんと計算に基づいて、超えないような投入の方法をしていくというようなことで出されております。 (「絶対超えないと」の声あり)
吉田議長	千葉議員。
千葉議員	そうすると、監視は焼却工程の中にそういう工程をきちんと埋め込まれて、それをすぐフィールドバックをはかって投入量を自動的に調整していくような仕組みの施設ですと。こういうことになりますね。
吉田議長	町長。
相澤町長	そういうことにならないようにしっかりと数値化をして、そのように絶対に 800 を超えないような形にしていくというふうな説明ですから。 もし万が一、出たときフィールドバックするとか、そういうふうなことじゃなく、絶対超えないような形で試験焼却をしていくと。そのように理解していただければ。
吉田議長	過去に仙台と利府のやつは燃焼が終わって、そのデータがあるんでしょう。だから、そのデータも県だって当然、仙台市からもらっているのではないの。それらも皆、踏まえての恐らくやり方をすることじゃないの。 違うの。 そういうデータも利用してやっていくという方策でないのかな。今の千葉さんの答についてもただけさ。 産業振興課長。
佐藤産業振興課長	県のほうから今のところ、まだ計画段階でございますけれども、試験焼却する前提ではなくて、例えばやる場合については一定程度のベクレルの量に応じて試験的な量、一定程度、計算した部分として試算として出ておりますので、さらにいろんな条件を含めまして試験焼却が可能となれば、もう少し具体的に詰めた段階で、上昇幅 800 ベクレルを超えない部分で具体的な数字を計算するというような話が出されております。
吉田議長	千葉議員。
千葉議員	町長がああ言うのだから、わかりましたと言いたいものだけれども。 要するに、量を調整するのに一般の廃棄物を多い少ないで調整をすると

	こういうふうにおっしゃっている。すると、この多い少ないを調整する情報は最後に確認して検査しているやつがあるわけで、それらを元に戻って調整をという仕事になるわけ。 だから、投入から監視まで、そしてフィールドバックまでが工程になっていないとそういうことできないわけですよ。投入というのは工程ですから、スタートですから。 そういうふうになっているのですか、ということだけなんですよ。 (「そいつを結局、試験焼却してサイクル作っていくんだな」の声あり) わかりました、もう。 そういうこともありますので、ぜひその辺を。 絶対にないということは、絶対というのは人間の社会はないです。だからバックアップ機能が必要なんですよ。
吉田議長	いいですね。 (「はい」の声あり) 福田議員。
福田議員	先ほどのバグフィルターのことですね、環境省で 99.9 パーセント大丈夫だよと言って燃やして、ところが燃やす前にどれくらいのセシウムがあるのかも測らないでやっていたというのが、この間、栗原市の審議団で行ってわかったらしいのですけれども。 99.9 パーセント大丈夫だというふうに、結果的には安全性を言っているわけですよ、燃やしているのは。だったら試験焼却する必要がないと思うのですよね。 (「理屈から言えばそうだね」の声あり) 何で試験焼却するのかなというのは、その不安が残るからだと思うのです。その不安の部分を町民にどのように説明していくのか。 岩手県の保険医新聞に載ったのですけれども、岩見先生という人が宮古と遠野市で調べたんですね。そしたら 99.9 パーセント大丈夫だろうと思ってやってみたところが、もうそれ以下のもので、かなりものが大気に飛び散っていたのだと、この間の大崎広域の研修会で話をしていた議員がいましたけれども。 やっぱり、そういうふうに絶対に安全なのだというふうに思い込んでしまうと、さっき言ったように試験焼却する必要がないわけですよ。 (「危ないからだ」の声あり)

	だからその辺のね・・・ (「だから量の制限しているんだ」の声あり) いや、量を制限する、しない関係なく。99.9 パーセント大丈夫だと言っているのだから。 だからそういう環境省のデータだけを信じてやって、それがもし町民の人たちに、それが 99.9 パーセント大丈夫なのだという頭で試験焼却したところかなり大きかったら不安を残すだけです。 その辺もよく両方のデータを基にして。 安全なのだというなら、それなりの説明を町として準備してほしいのね。
吉田議長	町長。
相澤町長	ただいま福田議員が言われたとおり、非常にそういう面では国で言う安全性としっかりと試験焼却した安全性が、非常に齟齬があるというのがわかりましたので、これもやはり県なり国なり広域に伝えて、しっかりとこれが本当に安全なのかということを再確認しながら説明会に臨みたいと、そのように思っております。
吉田議長	いいですね。 産業振興課長。
佐藤産業振興課長	説明会のほうには環境省からお出でになりますし、それから県のほうからも来ていただきますし、大崎広域からも来ていただくことになりますので、工程等について詳しい部分の説明をする予定になっておりますので、申し添えたいと思います。
福田議員	町の担当の人もしっかりと勉強しておいて、ということ。
吉田議長	19 日、21 日の説明会は、これは美里町民全体にということでもいいのだね。 (「はい」の声あり) 決められた地域ではありませんよということで。(「はい」の声あり) じゃ、この 4 点目の 8,000 ベクレル以下の汚染廃棄物に関する処理方針については以上ということにさせていただきます。 暫時休憩いたします。
	休憩 14 : 16 再開 14 : 26